

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 1 2 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会 第12回総会

日 時 令和7年12月25日（木）午前9時00分
会 場 寒河江市役所 1階 議会会議室

出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 真木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

欠席委員

14番 高橋博

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行	2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏
4番 渡邊慎一	5番 熊坂浩行	6番 川越卯一郎
7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修	9番 渡邊正

事務局

事務局長 渡邊健一	事務局長補佐（総括）高子英晴
事務局長補佐（農地担当）日下部靖広	農地係主任 土田修
農地係主任 芳賀遼太郎	総務係主任 清野倫

報告事項

- 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 工事進捗状況報告書について
- 農地の現況変更について
- 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議第45号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第12回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、9名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番山田委員、7番猪倉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第45号、議第46号の議案について一括上程します。

（1）議第45号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第46号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

以上、議第45号、議第46号、一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る12月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区

担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査をしました。

なお、現地調査の案件はありませんでした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上であります、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長 ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時12分

再開 午前 9時45分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員 はい、議長。

木村議長 はい、原田委員。

原田委員 12番、原田です。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4ページをご覧ください。順位62番。

(議案書順位 6 2 番朗読)

場所は、すまいるレディースクリニックの南側、月越の一連の田んぼが広がる最も西側に位置した場所で、高速道路沿いになります。

12月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。譲渡人が高齢で相続人もいないため、農業法人に所有権を移転するものです。引き続き田んぼとして利用されるため効率的であり、申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位 6 3 番。

(議案書順位 6 3 番朗読)

場所ですが、県道天童大江線を天童方面に向かいまして、クリーンセンターへ入る道路の一本手前の交差点を右折しまして、橋を2つ渡った先、左手の農地になります。

12月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。譲受人である認定農業者の経営規模拡大によるものです。該当地は整地されておりまして、譲受人の樹園地の西隣に面しておりますので、経営規模拡大がスムーズかと思われます。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。
続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。

芳賀委員 はい、議長。

木村議長 はい、芳賀委員。

芳賀委員 13番、芳賀です。
4ページをご覧ください。順位64番。

(議案書順位64番朗読)

場所は、文化センターと市民体育館の間の道路を西に向かいまして、最初の十字路を右に曲がり、親水公園の方へ向かう道路のカーブのところになります。

12月12日、西根・三泉地区の農業委員・推進委員で現地を確認してまいりました。この農地はすでに貸借関係が結ばれておりまして、今回、経営移譲ということでの移転となります。すでにぶどうが植栽されておりまして、適正に管理されており、何ら問題ないと判断いたしました。

また、地区審査でも異議はございませんでした。
以上です。

木村議長 ありがとうございました。
続いて、白岩地区、郷野委員、お願いします。

郷野委員 はい、議長。

木村議長 はい、郷野委員。

郷野委員

6番、郷野です。

4ページをご覧ください。順位65番。

(議案書順位65番朗読)

場所ですが、田代地区に入りますと、すぐに道路が左右に分かれます。右に行くとたしろ亭がある道路になります。今回の案件の場所は、左側の道路を200m程進んだ先の右側になります。現況は施設園芸ということで、作業小屋、育苗用のハウスなどが建っており、駐車スペースも広いです。また、道路を挟んでの田んぼは借人が耕作している場所でもあり、今後農作業も効率的に行えると思われます。

12月13日に白岩地区の農業委員・推進委員で現地確認を行いました。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長

はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位62番から65番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第45号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、原田委員、お願いします。

原田委員

はい、議長。

木村議長

はい、原田委員。

原田委員

12番、原田です。

議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、6ページをお開きください。順位32番。

(議案書順位32番朗読)

場所ですが、本楯公民館付近の交差点を北に向かってすぐの土地になります。

12月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を調査してまいりました。現況地目は田となっておりますけれども、雑草が生えて、物置や壊れた自動販売機が放置された休耕地になっております。この場所を隣接する敷地への通路用地とするもので、幅6m、長さ16mの計画になっております。周辺は住宅地で遊休農地になる可能性がなくなりまして、住民の不安も解消されて、申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

続きまして、順位34番。

(議案書順位34番朗読)

場所ですが、仲谷地の肉そば十三の南側にあります仲谷地第2公園の近くになります。

12月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。この地区は住宅地に畠が点在している地域でございまして、頻繁に第5条が申請される地区になっております。すでにさくらんぼの木が伐採されておりまして、宅地分譲4区画の計画となっております。申請どおりであれば問題ないと考えます。

現地調査、事前審査会、地区審査でも意義ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、布施委員、お願いします。

布施委員 はい、議長。

木村議長 はい、布施委員。

布施委員 16番、布施です。

6ページをご覧ください。順位33番。

(議案書順位33番朗読)

場所ですが、国道112号の高松陸橋の東側になります。

12月14日高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。譲渡人は山形市在住で、なかなかこちらにはいらっしゃらないようで、譲受人の会社が道路向かいにあり、資材置き場の拡張ということでこの土地を求めるものです。この隣にも譲受人の所有する土地がありますので、申請どおりであれば何ら問題ないと判断いたしました。

また、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 順位32番は通路用地への転用申請になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位33番は作業所・資材置場用敷地への転用申請になっています。申請地は、農用地区域外にあり、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位34番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第46号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労様でした。

閉会 午前9時58分

令和7年12月25日

第12回総会 議長 木村三紀

議事録署名委員 1番委員 山田和義

議事録署名委員 7番委員 猪倉通文